

許 可 書

有限会社ミナミ

代表取締役 南 光男 殿

令和元年9月26日付けで申請のあった第二種貨物利用運送事業の経営は、貨物利用運送事業法第20条の規定に基づき、下記のとおり許可する。

記

利用運送機関 鉄道貨物運送
業務の範囲 一般事業

大阪貨物ターミナル駅、吹田貨物ターミナル駅、百済貨物ターミナル駅及び安治川口駅については、和歌山コンテナ代行基地を経由する貨物運送に関する集配行為も行うことができる。

令和2年3月23日

国土交通大臣

赤羽 一嘉

